

転用申請する皆様へ

(農地法第4条・5条関係)

大鹿村農業委員会

◎申請手続きについて

申請は本人又は行政書士が行ってください。

申請者の署名は必ず本人がして下さい

◎申請の受付締切について

申請の受付締切は毎月15日です。なお、15日までに申請書が整わない場合は次回の審議になります。不明な点や書類などの確認は事前にご相談をお願いします。

◎許可までの期日

締切りから許可まで約1ヶ月かかります。

◎許可書の送付について

原則とし4条は転用者に、5条は譲受人(転用事業者)に郵送します。

◎農振除外について

農振除外許可後に農地転用申請をする場合は、申請書に農振除外許可日を記入してください。

◎農業者年金を受給しようとしている方、または受給中の方は事務局へご相談下さい。

申請書の書き方等で不明な場合は、大鹿村農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。

大鹿村農業委員会事務局

TEL 0265-39-2001

農地法第4及び第5条申請及び添付書類一覧

確認	番号	書類名	備考
	1	許可申請書	別紙様式
	2	申請地の土地登記簿 謄本	所有権以外の登記がある場合には、同意書等添付 する。
	3	公図写	
	4	建物配置図兼排水処 理計画図	概ね 1/250 の配置図に建物・施設の面積、位置及 び施設物間の距離を表示
	5	建物設計図	建物の平面図・立面図、宅地造成等の横断・縦断 図・構造設計図など設計士が設計したもの
	6	付近見取図	<例>住宅地区など
	7	位置図	1/25000 または 1/50000 の地図に申請地を明示
	8	水利権者の同意書	井水組合の同意書、水路関係者（自治会役員） の同意書

通数

2
1
1
2
2
2
2
1

◎ 法人（会社等）が申請する場合は、次の書類が必要

	9	法人登記簿謄本	法務局にて交付
	10	法人定款	原本証明が必要

1
1

◎ 事業費が5,000万円以上となる個人及び法人（会社等）が申請する場合は、次の書類が必要

	11	事業計画書	「事業の目的」「事業の内容」を記載する。個人 住宅の場合原則不要
	12	資金計画書	「資金の調達方法」「事業の収支計画」を記載す る。個人住宅は原則不要
	13	預金残高証明書・融資 証明書	事業計画が多額の資金を必要とする場合は添付。 金融機関が発行したもの。個人住宅は原則不要
	14	工事工程表	事業計画面積が5,000㎡以上のもの

◎ 資材置場、駐車場に転用する場合は、次の書類が必要

	4-2	施設配置図兼排水処 理計画図	資材置き場は、資材の種類、内容、配置等を記載 駐車場は車の配置スペースを記載
	15	既存の資料	資材置場・駐車場の場合に添付する。

2
2

◎ 山林転用する場合は、次の書類が必要。番号4と5の書類は不要

	16	植林計画書	別紙様式による
	17	写真	現地状況確認の為（1000㎡以上の場合）

◎ その他、調整や参考となる書類が必要な場合

	18	関係法令の許認可等 に係る申請書の写し	森林法、砂利採取法、墓地埋葬等に関する法律、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等
	19	道水路の処理に係る 関係機関との調整等 を証する書面	事業地内に道水路がある場合
	20	関係免許証の写し	建売住・宅地造成の場合の宅地建物取引免許証の 写し
	21	その他参考となるべ き書類	土地の名義が相続できていない場合-住民票、戸 籍謄本、除籍謄本、印鑑証明、相続関係の書類

許可申請書の説明・注意事項（記載例あり）

- (1) 「申請日」欄 申請日は、原則として農業委員会に提出された日（受付日は書類が整った日になりますので、不備の場合は受け取りができません。
また、提出日以前の日が記入されたり、内容等が不備の場合は、再度申請意志や事業内容の確認を行う場合がありますので、連絡先の番号は必ず記入してください。）
- (2) 申請書欄 申請者が記入押印して下さい。
 - ① 代理人申請の場合は委任状・確認書が必要（委任状の中に申請内容を確認した文章があれば兼用できます。）
 - ② 代理人申請・代行人申請等の場合、申請書に明記してください。
- (3) 申請書1から8までの欄
 - 1、「当事者の氏名、住所及び職業」欄
 - ① 譲受人の住所・氏名は法人登記簿・住民票等と同じ内容を記入してください。
職業は具体的に（農業、建築業自営業、会社員、地方公務員等）に記入してください。
 - ② 譲受人の住所・氏名は土地登記簿（現住所と違う場合は住民票等）と同じ内容を記入してください。職業は具体的に記入してください。
 - 2、「許可を受けようとする土地の所在等」欄（耕作者・利用状況・小作者）
 - ① 土地の所在、地番、地目、面積は土地の登記簿謄本で確認し、記入してください。土地の筆数が多い場合は、枠の間に横線を引くか別紙を作成してください。
 - ② 小作地の場合は、耕作者の欄には小作人の氏名を記入し、20条6項の合意解約契約書の写しを添付
 - 3、「転用計画」欄
 - (1) 転用の「目的」は〇〇用地と具体的に記入。（例）一般住宅及び駐車場、工場・事務所、宅地造成、資材置場、
 - (2) 「権利を設……とする理由の詳細」は、申請に係る土地を必要とする理由を具体的に記入
 - (3) 事業の操業……とする理由の詳細」は、次の例による。
 - (ア) 永年転用の場合は一〇年〇月〇日から永久または許可の日から永久
 - (イ) 一時転用の場合は一〇年〇月〇日から〇年〇ヶ月間
 - (4) 「転用の時期……施設の概要」は、着工時期を明確に記入し、建築物については、附帯施設も含めて、それぞれの名称及び面積を記入
 - 4、「権利を設定・移転しようとする契約の内容」欄
（記載例）所有権（売買・贈与等）の移転、賃貸借の設定、農地法許可後、永年、20年、
 - 5、申請者がその農地転用に伴い支払うべき給付の種類・内容及び相手方
 - 6、「資金調達についての計画」欄
（記載例）必要資金－土地購入資金〇〇万円、
土地造成費 〇〇万円、
建築費 〇〇万円、合計 〇〇万円
資金調達－自己資金 〇〇万円（別紙残高証明書のとおり）
借入金〇〇万円（別紙融資証明書のとおり）、合計 〇〇万円、
 - 7、「転用することによって生ずる付近の土地等」欄
転用に伴い、周辺の土地等に被害が生じる恐れがある場合は、予想される被害の内容、範囲、被害を及ぼす原因等について記入されるとともに、被害防除方法、防除施設の設置計画等の概要を記入。事前説明（承諾）等の年月日

8、その他の参考となるべき事項

①関係法令に基づく許認可等を要する場合は、その法令名等及び申請書の提出年月日または提出予定年月日を次のように記入。

(例) 農振農用地除外〇年〇月

②定められた記入欄だけでは内容を十分表現できない等の場合は、別紙に記入し、記入欄には、「別紙のとおり」と記入

注意—農地法第4・5条許可申請書の添付書類である、「隣接農地耕作者同意書」は現在、廃止されています。現在は申請書の「被害防除措置欄」に、転用によって生じる恐れがある被害に対する措置を、具体的に記入するようになりました。

また、申請受付時に「隣接農地所有者・耕作者への事前説明」の有無の確認をいたしますので、記載例のように「〇月〇日 事前説明済み」と記載して下さい。

- 農地法第4条申請書では6番、第5条申請書では7番の、「被害防除欄」に予想される被害への対応内容を記入して下さい。
- 記入は「付近に対する被害はなく、隣接農地耕作者の承諾済み」あるいは「被害発生時の補償については隣接耕作者と同意済み」等簡略には記入せず、予想される被害の防除措置を、具体的に記入してください。
- 隣接地が全て申請者の農地であっても、被害防除欄に記入してください。
- 水利権利者の意見書については、今までどおり別紙で提出して下さい。

◎ 「被害防除措置欄」記載例

1 造成を伴う場合（住宅、店舗、駐車場、工場、資材置場等）

(1) 転用地からの土砂の流出、崩壊等に対する被害防除措置

① 法面保護の概要（擁壁等）

- ・ 直接農地と接する場所には約〇mの段差があり、法面が生じるので、コンクリート擁壁により土留めを施行し、周辺農地への土砂等の流失を防止する。

② 造成工事中の措置

- ・ 掘削面にはシート等で覆面をして、法面が崩れるのを防ぐ。
- ・ 粉じんが飛散しないように散水する。
- ・ 周囲の農地に粉じんが飛散しないよう建築敷地周囲に防塵ネットを設置する。
- ・ 造成工事により出た石は、別の地域に運搬し、隣接農地等に入らないようにする。

(2) 農業用排水施設の機能に支障を及ぼさないための被害防除措置

① 雨水の排水方法

- ・ 雨水等の流出を防ぐため、側溝工を優先して着手する。
- ・ 排水については、計画区域内の最下流部に防災調整池を配置し、周辺の農地に影響が出ないように調整しながら下流へ排水する。

② 用排水の機能に対する措置

- ・ 工事中、現在流れている水量を確保するよう仮設水路を設置する。

2 構築物の建設を伴うもの（住宅、店舗、工場等）

(1) 周辺農地の日照、通風等に支障を及ぼさないための被害防除措置

①緩衝地（建物からの距離）、緑地等の概要

- ・ 隣接農地から建物を〇〇m離して建てるので、隣接農地の日照、通風に影

響はない。

- ・ 計画建物は〇階であり、計画農地の〇側は〇mの国 県 村道になっているので、その道の向こう側にある隣接農地の日照、通風に影響はない。
- ・ 計画建物は 2 階建てであり、計画地の西側に位置するため、計画地の東側・南側に位置する農地には日照及び通風の支障は軽微である。

②物の高さ

- ・ 建物の高さを 2 階に抑えたので、近隣への日照面での影響は軽微である。
- ・ 平屋建てであるため、夏期においては終日、日照が得られ、春分時期でも隣接農地の一部に影が伸びる程度であり、作付けの影響はない。

(3) 農業用排水施設の機能に支障を及ぼさないための被害防除措置

① 汚水の排水方法

- ・ 汚水排水については、合併浄化槽を設置し、〇〇に放流する。関係機関との調整を済ましています。

② 用排水の機能に対する措置

- ・ 工事中、現在の水量を確保するように、仮設水路を設置する。
- ・ 用水路については、本計画地に沿って 2 箇所用水路があるため、下流域に影響がないよう現状のまま残しておく。

3. その他

- ・ 隣接農地耕作者との事前説明のときに、隣接農地耕作者から転用実施者への迷惑（堆肥など肥料の臭害、トラクター等による騒音等）に対しての合意があった場合、内容を記載してください。

記載例

農地法第4条の規定による許可申請書

長野県知事 田中康夫 殿

申請者 平成16年4月1日
大鹿太郎 印

下記によって農地を転用したいので農地法第4条の規定によって許可を申請します。

1 申請者の住所及び職業	住 所	長野 都道府県(県) 下伊那 都市 大鹿 町村 100 番地		職 業	農業					
	2 許可を受けようとする土地の所在・土地面積・利用状況・普通高の氏名	土地の所在	地番	登記簿	現況	面積	利用状況	10a以上の普通高	耕作の氏名	市街化調整区域・その他の区域の別
		下伊那郡大鹿村	1000	日	田	145㎡				
	計	145 m ² (田 145m ² 畑 m ²)								
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細	用 途	事由の詳細 現在の住宅が老朽化し、又家族が多くなり、狭いため、申請地に移転新築したい。尚、現宅地は農地にする。							
	(2) 事業の操業時間又は施設の利用期間	年 月	許可の日から		永 年間					
	(3) 転用の時期及び転用の目的に係る概要	第1期(着工16年8月10日から16年10月10日まで)	第2期	合 計						
	工事計画	名称	棟数	建築面積	所要面積			棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m ²					m ²
	建築物	住宅	1	110m ²	145			1	110m ²	145
	小計		1	110	110			1	110	145
	工作物	物置	1	35	35			1	35	35
	小計		1	35	35			1	35	35
	計		2	145	145			2	145	145
4 資金調達についての計画	自己資金									
5 転用することによる付近の土地・作物・施設等の被害防止の概要	申請地周辺は既存住宅及び村道なので通風、日照面においてもその影響は軽微である。									
6 その他参考となるべき事項	農振除外(平成〇年〇月〇日除外)									

(参考資料8：4条申請書記載例)

農地法第4条の規定による許可申請書		申請書提出日を記入 平成 18年 3月 13日						
長野県知事 様		申請者が自署した場合は押印不要 申請者氏名 甲野 太郎 印 法人の場合は名称及び代表者氏名↓						
下記によって農地を転用したいので農地法第4条の規定によって許可を申請します。 ↓法人の場合は主たる事務所の所在地、業務の内容↓								
1 申請者の住所及び職業	住 所 長野 県 松本 市郡 大字島立 町村 1020 番地		職 業 農業					
2 許可を受けようとする土地の所在・地番・地目・面積・利用状況・普通収穫高及び耕作者の氏名	土地の所在	地番	地目					
	松本市 大字町 郡 島立村	1021 番地	田 田					
	登記簿の表示と同じにする		面積	利用状況				
	計 450 m ² (田 450 m ² 畑 m ²)							
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細	用途 住宅敷地	事由の詳細 現在、居住している建物が老朽化し、改築を要するが、敷地が周囲より低いため水はけが悪く宅地として適さないため、本申請地に新築したい。なお、旧宅は取り壊し、跡地に盛り土を行い畑として利用する。					
	(2) 事業の操業期間又は施設の利用期間	平成 18年 5月 1日から 永年 年間						
(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期 (着工平成 18年 5月 1日 から平成 18年 11月 16日)		第2期	合 計			
		名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成			450 m ²			450 m ²	
	建築物	2階建住宅 1棟	97.2 m ²			1棟	97.2 m ²	
	小計		1棟	97.2 m ²	450 m ²	1棟	97.2 m ²	450 m ²
	工作物							
小計								
計		1棟	97.2 m ²	450 m ²		1棟	97.2 m ²	450 m ²
4 資金調達についての計画	自己資金による。							
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	農地との間に0.5mの段差があり、法面が生じるのでコンクリート擁壁による土留めを行い土砂流出を防止する。 雨水は公道に敷設されている水路に、汚水は公共下水道に排出する。 通常は、土砂の流出、汚水の処理、雨水等の用排水路への影響、日照、通風、夜間の照明、排気ガス等による隣接農地への影響を防止するための措置を記載する。							
6 その他参考となるべき事項	都市計画法第29条の開発許可同時申請 他の法律等に基づく許認可が必要な場合、その許可見込み等について記載する							

※1 登記簿の面積を記載すること。なお、一筆の内の一部を転用する場合は、転用する位置、面積が特定できる実測図を添付する。また、地目変更登記をする場合はあらかじめ分筆した後に申請すること。

※2 田にあっては二毛作、一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑畑、牧草地、茶畑、その他の別を記載する。

(注) 明朝体は様式、行書体は記載例、ゴシック体は記入上の留意点

○

○

(参考資料 9 : 5 条申請書記載例)

農地法第 5 条の規定による許可申請書

平成 18 年 3 月 13 日

長野県知事 様

譲受人、譲渡人の双方 → 譲受人 乙野 二郎 印
連署して申請 譲渡人 甲野 太郎 印

下記によって転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定、移転したいので、農地法第 5 条の規定によって許可を申請します。 自営業の場合は建設業、飲食業等具体的に記載 ↓

1 当事者の氏名住所及び職業	当事者の別	氏名	住 所				職 業		
	譲受人	乙野 二郎	長野 県 伊那 市郡 大字伊那 町村 3497 番地				農機具販売業		
	譲渡人	甲野 太郎	長野 県 伊那 市郡 大字伊那 町村 5764 番地				農業		
2 許可を受けようとする土地の所在・地番・地目・面積・利用状況・普通収穫高及び耕作者の氏名	土地の所在	地番	地 目 登記簿 現況		面積	利用 状況	10a 当 たり普通 収穫高	耕作者の 氏 名	市街化区域・市街 化調整区域・その 他の区域の別
	伊那市 大字 町 郡 伊那 村	3456 番地	畑	畑	250 m ²	普通畑		甲野太郎	その他の区域
	計 250 m ² (出 畑 250 m ² 採草放牧地 m ²)								
3 転用計画	(1) 転用の目的		(2) 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細		譲受人は農機具の販売をしているが、店舗拡張のため、隣接する土地を譲り受けたい。				
	店舗敷地								
	(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間		許可の日 年 月 日から 永久 年間						
	(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第 1 期 (着工平成 18 年 5 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで)			第 2 期	合 計		
			名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積
		土地造成			250 m ²			250 m ²	
建築物		鉄骨造 平屋建	1 棟	113.4 m ²		1 棟	113.4 m ²		
小 計			1 棟	113.4 m ²	250 m ²	1 棟	113.4 m ²	250 m ²	
工作物									
小 計									
計		1 棟	113.4 m ²	250 m ²		1 棟	113.4 m ²	250 m ²	
4 権利を設定・移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		その他	
	所有権	設定	移転	平成 18 年 5 月 1 日		平成 18 年 5 月 1 日から永久			
5 資金調達についての計画	土地取得費	12,800,000 円		自己資金 10,300,000 円					
	建築費	10,500,000 円		借入金 13,000,000 円					
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害の防除施設の概要	周辺農地と段差はなく、敷地をコンクリート舗装するため土砂の流出のおそれはない。 雨水は敷地内に浸透槽を設け地下浸透処理を行い、汚水は公共下水道に排出する。 店舗の照明については、農地側の窓を小さくするとともにカーテンで遮光し影響がでないようにする。								
7 その他参考となるべき事項	なし								



植林計画書記載例

農地→山林 転用計画書

大鹿村大字大河原 123 番地

大 鹿 太 郎

土地の表示

地番 1000 番地
地目 台帳 田
現況 原野
地積 1234 m²

転用計画

地目 山林
植栽樹種 ヒノキ
本数等 約 400 本

資金調達計画

苗木代
400 本 × @ 250 円 = 100,000 円
自己資金



転用申請する皆様へ

(農地法第4条・5条関係)

大鹿村農業委員会

◎申請手続きについて

申請は本人又は行政書士が行ってください。

申請者の署名は必ず本人がして下さい

◎申請の受付締切について

申請の受付締切は毎月15日です。なお、15日までに申請書が整わない場合は次回の審議になります。不明な点や書類などの確認は事前にご相談をお願いします。

◎許可までの期日

締切りから許可まで約1ヶ月かかります。

◎許可書の送付について

原則とし4条は転用者に、5条は譲受人(転用事業者)に郵送します。

◎農振除外について

農振除外許可後に農地転用申請をする場合は、申請書に農振除外許可日を記入してください。

◎農業者年金を受給しようとしている方、または受給中の方は事務局へご相談下さい。

申請書の書き方等で不明な場合は、大鹿村農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。

大鹿村農業委員会事務局

TEL 0265-39-2001

農地法第4及び第5条申請及び添付書類一覧

確認	番号	書類名	備考
	1	許可申請書	別紙様式
	2	申請地の土地登記簿 謄本	所有権以外の登記がある場合には、同意書等添付 する。
	3	公図写	
	4	建物配置図兼排水処 理計画図	概ね 1/250 の配置図に建物・施設の面積、位置及 び施設物間の距離を表示
	5	建物設計図	建物の平面図・立面図、宅地造成等の横断・縦断 図・構造設計図など設計士が設計したもの
	6	付近見取図	<例>住宅地図など
	7	位置図	1/25000 または 1/50000 の地図に申請地を明示
	8	水利権者の同意書	井水組合の同意書、水路関係者（自治会役員） の同意書

◎ 法人（会社等）が申請する場合は、次の書類が必要

	9	法人登記簿謄本	法務局にて交付
	10	法人定款	原本証明が必要

◎ 事業費が 5,000 万円以上となる個人及び法人（会社等）が申請する場合は、次の書類が必要

	11	事業計画書	「事業の目的」「事業の内容」を記載する。個人 住宅の場合原則不要
	12	資金計画書	「資金の調達方法」「事業の収支計画」を記載す る。個人住宅は原則不要
	13	預金残高証明書・融資 証明書	事業計画が多額の資金を必要とする場合は添付。 金融機関が発行したもの。個人住宅は原則不要
	14	工事工程表	事業計画面積が 5,000 m ² 以上のもの

◎ 資材置場、駐車場に転用する場合は、次の書類が必要

	4-2	施設配置図兼排水処 理計画図	資材置き場は、資材の種類、内容、配置等を記載 駐車場は車の配置スペースを記載
	15	既存の資料	資材置場・駐車場の場合に添付する。

◎ 山林転用する場合は、次の書類が必要。番号4と5の書類は不要

	16	植林計画書	別紙様式による
	17	写真	現地状況確認の為（1000 m ² 以上の場合）

◎ その他、調整や参考となる書類が必要な場合

	18	関係法令の許認可等 に係る申請書の写し	森林法、砂利採取法、墓地埋葬等に関する法律、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等
	19	道水路の処理に係る 関係機関との調整等 を証する書面	事業地内に道水路がある場合
	20	関係免許証の写し	建売住・宅地造成の場合の宅地建物取引免許証の 写し
	21	その他参考となるべ き書類	土地の名義が相続できていない場合・住民票、戸 籍謄本、除籍謄本、印鑑証明、相続関係の書類

許可申請書の説明・注意事項（記載例あり）

- (1) 「申請日」欄 申請日は、原則として農業委員会に提出された日（受付日は書類が整った日になりますので、不備の場合は受け取りができません。
また、提出日以前の日が記入されたり、内容等が不備の場合は、再度申請意志や事業内容の確認を行う場合がありますので、連絡先の番号は必ず記入してください。）
- (2) 申請書欄 申請者が記入押印して下さい。
 - ① 代理人申請の場合は委任状・確認書が必要（委任状の中に申請内容を確認した文章があれば兼用できます。）
 - ② 代理人申請・代行人申請等の場合、申請書に明記してください。
- (3) 申請書1から8までの欄
 - 1、「当事者の氏名、住所及び職業」欄
 - ① 譲受人の住所・氏名は法人登記簿・住民票等と同じ内容を記入してください。
職業は具体的に（農業、建築業自営業、会社員、地方公務員等）に記入してください。
 - ② 譲受人の住所・氏名は土地登記簿（現住所と違う場合は住民票等）と同じ内容を記入してください。職業は具体的に記入してください。
 - 2、「許可を受けようとする土地の所在等」欄（耕作者・利用状況・小作者）
 - ① 土地の所在、地番、地目、面積は土地の登記簿謄本で確認し、記入してください。土地の筆数が多い場合は、枠の間に横線を引くか別紙を作成してください。
 - ② 小作地の場合は、耕作者の欄には小作人の氏名を記入し、20条6項の合意解約契約書の写しを添付
 - 3、「転用計画」欄
 - (1) 転用の「目的」は〇〇用地と具体的に記入。（例）一般住宅及び駐車場、工場・事務所、宅地造成、資材置場、
 - (2) 「権利を設……とする理由の詳細」は、申請に係る土地を必要とする理由を具体的に記入
 - (3) 事業の操業……とする理由の詳細」は、次の例による。
 - (ア) 永年転用の場合は一〇年〇月〇日から永久または許可の日から永久
 - (イ) 一時転用の場合は一〇年〇月〇日から〇年〇ヶ月間
 - (4) 「転用の時期……施設の概要」は、着工時期を明確に記入し、建築物については、附帯施設も含めて、それぞれの名称及び面積を記入
 - 4、「権利を設定・移転しようとする契約の内容」欄
（記載例）所有権（売買・贈与等）の移転、賃貸借の設定、農地法許可後、永年、20年、
 - 5、申請者がその農地転用に伴い支払うべき給付の種類・内容及び相手方
 - 6、「資金調達についての計画」欄
（記載例）必要資金－土地購入資金〇〇万円、
土地造成費 〇〇万円、
建築費 〇〇万円、合計 〇〇万円
資金調達－自己資金 〇〇万円（別紙残高証明書のとおり）
借入金〇〇万円（別紙融資証明書のとおり）、合計 〇〇万円、
 - 7、「転用することによって生ずる付近の土地等」欄
転用に伴い、周辺の土地等に被害が生じる恐れがある場合は、予想される被害の内容、範囲、被害を及ぼす原因等について記入されるとともに、被害防除方法、防除施設の設置計画等の概要を記入。事前説明（承諾）等の年月日

8、その他の参考となるべき事項

①関係法令に基づく許認可等を要する場合は、その法令名等及び申請書の提出年月日または提出予定年月日を次のように記入。

(例) 農振農用地除外○年○月

②定められた記入欄だけでは内容を十分表現できない等の場合は、別紙に記入し、記入欄には、「別紙のとおり」と記入

注意－農地法第4・5条許可申請書の添付書類である、「隣接農地耕作者同意書」は現在、廃止されています。現在は申請書の「被害防除措置欄」に、転用によって生じる恐れがある被害に対する措置を、具体的に記入するようになりました。

また、申請受付時に「隣接農地所有者・耕作者への事前説明」の有無の確認をいたしますので、記載例のように「○月○日 事前説明済み」と記載して下さい。

- 農地法第4条申請書では6番、第5条申請書では7番の、「被害防除欄」に予想される被害への対応内容を記入して下さい。
- 記入は「付近に対する被害はなく、隣接農地耕作者の承諾済み」あるいは「被害発生時の補償については隣接耕作者と同意済み」等簡略には記入せず、予想される被害の防除措置を、具体的に記入してください。
- 隣接地が全て申請者の農地であっても、被害防除欄に記入してください。
- 水利権利者の意見書については、今までどおり別紙で提出して下さい。

◎ 「被害防除措置欄」記載例

1 造成を伴う場合（住宅、店舗、駐車場、工場、資材置場等）

(1) 転用地からの土砂の流出、崩壊等に対する被害防除措置

① 法面保護の概要（擁壁等）

- ・ 直接農地と接する場所には約○mの段差があり、法面が生じるので、コンクリート擁壁により土留めを施行し、周辺農地への土砂等の流失を防止する。

② 造成工事中の措置

- ・ 掘削面にはシート等で覆面をして、法面が崩れるのを防ぐ。
- ・ 粉じんが飛散しないように散水する。
- ・ 周囲の農地に粉じんが飛散しないよう建築敷地周囲に防塵ネットを設置する。
- ・ 造成工事により出た石は、別の地域に運搬し、隣接農地等に入らないようにする。

(2) 農業用排水施設の機能に支障を及ぼさないための被害防除措置

① 雨水の排水方法

- ・ 雨水等の流出を防ぐため、側溝工を優先して着手する。
- ・ 排水については、計画区域内の最下流部に防災調整池を配置し、周辺の農地に影響が出ないように調整しながら下流へ排水する。

② 用排水の機能に対する措置

- ・ 工事中、現在流れている水量を確保するよう仮設水路を設置する。

2 構築物の建設を伴うもの（住宅、店舗、工場等）

(1) 周辺農地の日照、通風等に支障を及ぼさないための被害防除措置

① 緩衝地（建物からの距離）、緑地等の概要

- ・ 隣接農地から建物を○m離して建てるので、隣接農地の日照、通風に影

響はない。

- ・ 計画建物は〇階であり、計画農地の〇側は〇mの国 県 村道になっているので、その道の向こう側にある隣接農地の日照、通風に影響はない。
- ・ 計画建物は 2 階建てであり、計画地の西側に位置するため、計画地の東側・南側に位置する農地には日照及び通風の支障は軽微である。

②物の高さ

- ・ 建物の高さを 2 階に抑えたので、近隣への日照面での影響は軽微である。
- ・ 平屋建てであるため、夏期においては終日、日照が得られ、春分時期でも隣接農地の一部に影が伸びる程度であり、作付けの影響はない。

(3) 農業用排水施設の機能に支障を及ぼさないための被害防除措置

① 汚水の排水方法

- ・ 汚水排水については、合併浄化槽を設置し、〇〇に放流する。関係機関との調整を済ましています。

② 用排水の機能に対する措置

- ・ 工事中、現在の水量を確保するように、仮設水路を設置する。
- ・ 用水路については、本計画地に沿って 2 箇所用水路があるため、下流域に影響がないよう現状のまま残しておく。

3. その他

- ・ 隣接農地耕作者との事前説明のときに、隣接農地耕作者から転用実施者への迷惑（堆肥など肥料の臭害、トラクター等による騒音等）に対しての合意があった場合、内容を記載してください。

記載例

農地法第4条の規定による許可申請書									
長野県知事 田中康夫 殿					申請者 平成16年4月1日 大鹿太郎 (印)				
下記によって農地を転用したいので農地法第4条の規定によって許可を申請します。									
1 申請者の住所及び職業	住 所							職 業	
	長野 都道府県(県) 下伊那 都市 大鹿 町村 100 番地							農業	
2 許可を受ける土地の所在・土地面積・用途・耕作の氏名	土地の所在		地 目		面積	利用状況	10a以上 の 当 業 者 の 氏 名	市街化区域・市街化調整区域の別	
	下伊那郡大鹿村	1000	田	田	145㎡				
計 145 ㎡ (田 145㎡ 畑 ㎡)									
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細		用 途		事由の詳細 現在の住宅が老朽化し、又家族が多くなり、狭いため、申請地に移転新築したい。尚、現宅地は農地にする。				
	(2) 事業の操業時間又は施設の利用期間		住宅敷地		年 月 許可の日から 永 年間				
(3) 転用の時期及び転用の目的に係る概要	第1期(着工16年8月10日から16年10月10日まで)		第2期		合 計				
	工事計画	名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	
土地造成				㎡				㎡	
建築物	住宅	1	110㎡	145		1	110㎡	145	
小 計		1	110	110		1	110	145	
工作物	物置	1	35	35		1	35	35	
小 計		1	35	35		1	35	35	
計		2	145	145		2	145	145	
4 資金調達についての計画	自己資金								
5 転用することによる付近の土地・作物・畜舎等の撤除	申請地周辺は既存住宅及び村道なので通風、日照面においてもその影響は軽微である。								
6 その他参考となるべき事項	農振除外 (平成〇年〇月〇日除外)								

農地法第4条の規定による許可申請書		申請書提出日を記入 平成 18 年 3 月 13 日						
長野県知事 様		申請者が自署した場合は押印不要 申請者氏名 甲野 太郎 印 法人の場合は名称及び代表者氏名↑						
下記によって農地を転用したいので農地法第4条の規定によって許可を申請します。 ↓ 法人の場合は主たる事務所の所在地、業務の内容↓								
1 申請者の住所及び職業	住所		職業					
	長野県 松本市郡 大字島立 町村 1020 番地		農業					
2 許可を受けようとする土地の所在・地番・地目・面積・利用状況・普通収穫高及び耕作者の氏名	土地の所在	地番	地目					
	松本市 大字町 郡 島立村	1021 番地	田 田					
	面積		利用状況					
	450 m ²		一毛作 水田					
登記簿の表示と同じにする		10a 当たり普通収穫高	耕作者の氏名					
		※1参照	※2参照					
計 450 m ² (田 450 m ² 畑 m ²)		↑ その農地で取れる量を記載						
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細	用途	事由の詳細					
		住宅敷地	現在、居住している建物が老朽化し、改築を要するが、敷地が周囲より低いため水はけが悪く宅地として適さないため、本申請地に新築したい。なお、旧宅は取り壊し、跡地に盛り土を行い畑として利用する。					
	(2) 事業の操業期間又は施設の利用期間	平成 18 年 5 月 1 日から 永年 年間						
(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期 (着工平成 18 年 5 月 1 日から平成 18 年 11 月 10 日)		第2期	合計			
		名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成			450 m ²				450 m ²
	建築物	2階建住宅	1棟	97.2 m ²		1棟	97.2 m ²	
	小計		1棟	97.2 m ²	450 m ²	1棟	97.2 m ²	450 m ²
	小計							
計		1棟	97.2 m ²	450 m ²		1棟	97.2 m ²	450 m ²
4 資金調達についての計画	自己資金による。							
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	農地との間に 0.5m の段差があり、法面が生じるのでコンクリート擁壁による土留めを行い土砂流出を防止する。 雨水は公道に敷設されている水路に、汚水は公共下水道に排出する。 通常は、土砂の流出、汚水の処理、雨水等の用排水路への影響、日照、通風、夜間の照明、排気ガス等による隣接農地への影響を防止するための措置を記載する。							
6 その他参考となるべき事項	都市計画法第 29 条の開発許可同時申請 他の法律等に基づく許認可が必要な場合、その許可見込み等について記載する							

※1 登記簿の面積を記載すること。なお、一筆の内の一部を転用する場合は、転用する位置、面積が特定できる実測図を添付する。また、地目変更登記をする場合はあらかじめ分筆した後に申請すること。

※2 田にあつては二毛作、一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑畑、牧草地、茶畑、その他の別を記載する。

注) 明朝体は様式、行書体は記載例、ゴシック体は記入上の留意点

○

○

農地法第5条の規定による許可申請書

平成 18年 3月 13日

長野県知事 様

譲受人、譲渡人の双方 譲受人 乙野 二郎 印
連署して申請 譲渡人 甲野 太郎 印

下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条の規定
によって許可を申請します。 自営業の場合は建設業、飲食業等具体的に記載!

1 当事者の氏名住所及び職業	当事者の別	氏名	住 所				職 業			
	譲受人	乙野 二郎	長野 県 伊那 市郡 大字伊那 町村 3497 番地				農機具販売業			
	譲渡人	甲野 太郎	長野 県 伊那 市郡 大字伊那 町村 5764 番地				農業			
2 許可を受けようとする土地の所在・地番・地目・面積・利用状況・普通収穫高及び耕作者の氏名	土地の所在	地番	地 目		面積	利用状況	10a当 たり普通 収穫高	耕作者の 氏 名	市街化区域・市街 化調整区域・その 他の区域の別	
	伊那市 大字 町 郡 伊那 村	3456 番地	畑	畑						250 m ²
	計 250 m ² (田 m ² 畑 250 m ² 採草放牧地 m ²)									
3 転用計画	(1)転用の目的		(2) 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細		譲受人は農機具の販売をしているが、店舗拡張のため、隣接する土地を譲り受けたい。					
	店舗敷地									
	(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間		許可の日 年 月 日から 永久 年間							
	(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期 (着工平成18年5月1日から平成18年9月30日まで)				第2期	合 計		
			名称	棟数	建築面積	所要面積		棟数	建築面積	所要面積
		土地造成				250 m ²				250 m ²
		建築物	鉄骨造 平屋建	1棟	113.4 m ²			1棟	113.4 m ²	
小計			1棟	113.4 m ²	250 m ²		1棟	113.4 m ²	250 m ²	
工作物										
小計										
計		1棟	113.4 m ²	250 m ²		1棟	113.4 m ²	250 m ²		
4 権利を設定・移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		その他		
	所有権	設定	移転	平成18年5月1日		平成18年5月1日から永久				
5 資金調達についての計画	土地取得費 12,800,000円		自己資金 10,300,000円							
	建築費 10,500,000円		借入金 13,000,000円							
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害の防除施設の概要	周辺農地と段差はなく、敷地をコンクリート舗装するため土砂の流出のおそれはない。 雨水は敷地内に浸透槽を設け地下浸透処理を行い、汚水は公共下水道に排出する。 店舗の照明については、農地側の窓を小さくするとともにカーテンで遮光し影響がでないようにする。									
7 その他参考となるべき事項	なし									

○

○

植林計画書記載例

農地→山林 転用計画書

大鹿村大字大河原 123 番地

大 鹿 太 郎

土地の表示

地番 1000 番地
地目 台帳 田
現況 原野
地積 1234 m²

転用計画

地目 山林
植栽樹種 ヒノキ
本数等 約 400 本

資金調達計画

苗木代
400 本 × @ 250 円 = 100,000 円
自己資金

